

(財) 金子国際文化交流財団

平成18年度私費外国人留学生奨学生募集要項

財団法人金子国際文化交流財団（以下「本財団」という）は、我が国の大学もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者は、平成18年4月1日現在日本国内の大学の第3年次以上の大学学部もしくは大学院研究科に在学する環太平洋諸国出身の私費外国人留学生で、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀な者とする。

（注）「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者である。

2. 奨学金

奨学金は月額50,000円を支給する。

3. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は平成18年6月から平成19年3月まで。

4. 応募の手続き

（A）奨学生に応募する者は、別紙様式1の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学長に提出しなければならない。

- 成績証明書（成績証明書がないときは様式2の推薦状に現況を明記）
- 別紙様式2の指導官の推薦状
- 外国人登録済証明書（在留資格「留学」が明記されているもの）

（B）（A）の申請があったときは、大学長は、奨学生として適當かどうかを書類及び面接により選考し、適當と認めた者につき別紙様式3による推薦状を添付して本財団に推薦する。

5. 選考及び決定

本財団は、4. により大学長から推薦があったときは、本財団に設ける審査委員会に諮り、在学する大学長を通じて本人に通知する。

6. 奨学生の休止、停止及び期間の短縮

- a. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の支給を休止することがある。
- b. 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは、奨学生の支給を停止し、又は支給期間を短縮することがある。
- c. (a)又は(b)により、奨学生の支給を停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めたときは、奨学生の支給を復活することがある。

7. 支給の打切り

奨学生が次の a から d までのいずれかに該当すると認められた場合は奨学生の支給を打切ることがある。

- a. 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- b. 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- c. 留学又は退学したとき。
- d. その他奨学生としての資格を失ったとき。

8. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学生の支給を辞退したものとみなす。

9. 返納

奨学生の支給後において、6. の (a)、(b)又は7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学生の全部又は一部を返納させことがある。

10. 報告書の提出

奨学生は本財団から照会があったときは、学習の状況について報告しなければならない。

11. 注意事項

月額 40,000 円以上の他の奨学生等を受けている者については採用しない。

12. 問い合わせ先

財団法人 金子国際文化交流財団

名馬文庫

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-8-4 オラガビル6階(旧中西ビル)

電話 03-3371-2174